

教育委員会委員の人事案が不同意。委員1名が欠員に！

去る12月1日、市長提出議案の教育委員会委員の人事案が本会議にて、常任委員会への付託を省略し、即決で不同意(否決)されました。各議員ごとの採決結果については下図のとおり。私が所属する会派 あしや政風会と公明党が同意するも不同意が多数となりました。

教育委員会は、教育長1名と教育委員4名で構成され、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関です。学校園等の教育機関の管理、教職員等の人事、児童生徒の入学、教育課程の編成、教科書の採択、学校給食、生涯学習、スポーツ、文化財等に関する事務などを管理し、執行します。教育委員は教育長と違い非常勤で、任期4年。おおよそ月2回対面での会議があります。

人事案反対派の主な意見は「遠方に住まわれている」「頻りに芦屋市に來れない」「芦屋市の感覚をもっていない」などがありました。確かに教育委員会制度は地域住民の意向の反映(レイマンコントロール)を重要視しています。しかしながら教育委員会は合議制であり、外部の視点も重要です。前頁にも挙げたいじめ対策に問題のあった教育委員会には、なおさら新しい風をいれるべきだと考えます。

また、市長の説明・対話が足りていなかったなどとする論調もみられますが、議会側が全会一致で集中審議の場である常任委員会への付託をせず省略し、即決での採決としたためあり得ません。

現在、4名のうち1名が不在の教育委員。適切な意思決定の為に早急な補完が必要です。

令和5年第5回定例会
議案等審議結果一覧表 議員別

議案番号	議案名	あしや政風会					日本共産党 芦屋市議会議員団			公明党			日本維新の会		至誠会			芦屋しみの未来		会派に属さない議員		
		岩崎 ひとみ	福井 利通	川上 あさえ	原 なつ子	福井 美奈子	川島 あゆみ	ひろせ ひろ子	平野 真建	西村 まさと	田原 俊彦	藤山 和也	浅海 洋一郎	橋本 隆	大原 裕貴	西崎 薫	中島 健一	寺前 尊文	中村 亮介	たかおか 知子	山口 みさ子	長谷 基弘
第67号	教育委員会委員の任命につき市議会 の同意を求めることについて	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	—	×	×	×	葉	葉	葉	×	×	×	×

*「○」→賛成、「×」→反対、「欠」→欠席、「葉」→棄権、「除」→除斥
*議長は表決に参加しないため、表決結果は「—」となっています。
*賛否の分かれた議案については、議案番号、議案名が赤字となっています。

【発行】事務所：芦屋市浜町10-23 MAIL：info@iwaoka-ryosuke.com
TEL：050-3706-1338 HP：https://iwaoka-ryosuke.com/

HP
はこちら



令和6年能登半島地震 兵庫県義援金募金はこちら▼



兵庫県HPより

はじめに

新年のご挨拶を申し上げると同時に、令和6年能登半島地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。この時節、帰省中に被災された方も多数いらっしゃると思います。一日も早い安定化と、被災地の回復をお祈り申し上げます。

阪神・淡路大震災の際に応援いただき、人的被害の大きかった自治体を中心に1次情報収集の為、芦屋市からも1月4日に先遣隊(防災安全課職員3名)を派遣し、今後も、県や他の自治体と連携しながら支援を行う予定です。

(令和6年1月9日現在)

18歳までの医療費無償化へ。所得制限はなし(一部負担金あり)

高島市長の選挙公約でもありました「こども医療費無償化」が令和6年7月1日から始まります。全会一致で可決されました。これまで0歳のみ所得制限なしの完全医療費無償であり、1歳～中学3年生までは所得基準未満の世帯のみの医療費助成制度でしたが、下記の表のとおり大幅に拡充されます。



これまで	0歳	1歳～中学3年生	高校生相当の者(※1)
所得基準額(※2)以上	入院・入院以外 負担なし	助成なし	
所得基準額未満	入院・入院以外 負担なし		

▼

7月1日から	0歳	1歳～中学3年生	高校生相当の者
所得基準額以上	入院・入院以外 負担なし	入院 負担なし	入院以外 800円(※3)
所得基準額未満	入院・入院以外 負担なし		入院以外 800円

※1 高校生相当までとは18歳到達後最初の3月31日を経過していない者
※2 保護者のいずれも「市町村民税所得割額」が23万5千円未満
※3 保険医療機関等ごとに1日につき800円を限度に、月に2回まで医療機関に支払う。3回目以降は一部負担金なし。

子育て世代には大変心強い施策が高島市政1年目で実現されました。私も子を持つ世代の代表として委員会において賛成討論を致しました。一部負担金については過剰受診への対策として「秩序無き無償化」ではないことにも賛成。助成対象者は現行の6,944人から約14,900人へ。助成額については現行の約2.8億円から約5億円に拡大する見込みです。

(裏面へ)



会派 あしや政風会で
会派報告の配布



芦屋市自治会連合会
創立50周年記念式典にて



自民党青年局・青年部近畿
ブロック会議in和歌山にて



民生文教常任委員会で
豊橋市まちなか図書館視察



打出天神社にて
令和6年元旦 新年のご挨拶



兵庫県土地家屋調査士会
狹隘道路解消シンポジウムに参加

一般質問

公共施設における自販機を活用した防災・防犯について

防災防犯自販機協会の自販機を活用したプロジェクトで「共助型社会インフラ整備活動」がある。緊急時には最大600本の在庫の飲料を無償提供できる災害対応自販機。これを設置する場所の提供を行うと、自販機1～3台につき全く別の場所に設置できる防犯カメラが1台無償譲渡されるといった仕組み。このプロジェクトを市が率先し、自治会や商店街をはじめとする地域単位でも推し進めることで、防犯カメラ設置の費用や管理の問題、一歩踏み出せないところにもリーチすることが出来、市全体の防災・防犯の意識醸成につながる。

現在、市の公共施設内における自販機の総設置台数は？市の負担は防犯カメラの電気代のみで賄える「みんなが参加する防犯・防災プロジェクト」として市民参加型の安心安全なまちづくりを進めるべく、公共施設における自販機を活用した防災・防犯について導入すべきだと考えるが市の考えはどうか？



▲府中市の自販機

(回答)

市の公共施設内における自販機の総設置台数は88台。市が直接設置しているのは3台。その他の85台は団体等からの申請に基づき認めている。芦屋市職員互助会が13台、指定管理者が指定管理施設に57台設置(文字数の関係でその他市内団体略)している。防犯カメラを増設する計画は無く、設置費補助金の活用を促す。

防犯カメラが足りていると市は説明していますが、根拠はありません。現実に地域にお住まいの方の声に耳を傾けるよう要望しました。また公共施設内自販機の設置は、団体の許可申請に基づき許可していることが明らかになりました。公平性の観点から設置事業者の公募による自治体も増えている中、公共施設自販機については透明性のある設置を求めて参ります。

指定ごみ袋について

一見順調にスタートしたかのように見える、この指定ごみ袋制度。開始直後10月上旬からごみ袋サイズのニーズに対する認識不足から、5L、15Lといった容量の少ないごみ袋の供給不足が現在(12月11日現在)も発生し続けており、販売店に入らず5L、15Lでしかごみを出せない本来必要な方に行き届かない状況に陥っている。

ごみ袋のメーカーの大半が海外生産、コンテナ輸送をしており、サプライチェーンにおけるリスクもこれまで指摘し、その上で、現行の「単純指定ごみ袋制度」ではなく、透明であれば市販の袋でも良いという「色指定ごみ袋制度」をことあるごとに提案してきた。全市民の生活に直結するごみ袋のサプライチェーンを海外に依存するそのリスクをどのように受け止めているのか市のお考えは？

制度が開始されてから2カ月が経過したが、10月、11月と燃やすごみの減少率(削減目標は9%)は、具体的にどの程度だったのか？

(回答)

他市と違い、全市的に15Lサイズを周知したことで市内全域で多く使われ品薄状態になっている。既に製造業者と調整を重ね、増産体制での製造により早期解消を目指す。なおサプライチェーンの海外依存については、インドネシア、中国の他、アジア各国に複数あることから外的要因によるリスクにも備えられている。

(回答つづき)

燃やすごみ削減率は10月は6.7%。11月は9.3%昨年比減。ごみ出しの状況については、指定ごみ袋で出されている家庭ごみステーションの割合が、10月当初は約80%だったが、現在は約98%以上となっている(パイプライン地域除く)。

芦屋浜シーサイドタウンのまちづくりについて

1979年7月に竣工された芦屋浜シーサイドタウン。かつては憧れのニュータウンであったが、開発から現在で44年が経過し、高齢化や人口減少、建物の老朽化などにより空き店舗や高層住宅では空き家も目立つ。これまでの過去の答弁から市は、兵庫県ニュータウン再生推進協議会への参加を行っており、事例を研究してきたことと確認している。パイプライン廃止予定の時期、それともなう公共施設の再編、高層住宅の耐用年数(寿命ではない)の問題などから、芦屋浜シーサイドタウンのまちづくりについての大きな転換期まで15年程となっている。高層住宅の所有者、地域の関係団体などと再生について、市が持つまちづくりの責務の下、市が主体となって協議体を作るべきだと考えるがどうか？

(回答)

団地再生については、将来にわたり多くの課題に取り組む必要があるため、まずは地域の皆様や土地・建物所有者等関係団体の方々が、主体的に団地再生に取り組む必要があると考えている。他市事例を参考に、関係団体と協議をしている。

権利関係の複雑さから先送りしている訳ではないと質疑の中で確認できました。また、市としても再生の時期を意識し、機運を高めるために関係団体との協議をしていることがわかりました。県内成功事例の明舞団地再生事例をみても非常に時間のかかる事業となるためスケジュールのイメージを持ち、着実に明確に進めていきたいと思います。

いじめ不登校の重大事態認定について

11月に報道じられたいじめ不登校の重大事態認定について、具体的内容や調査結果については年内に報告がある旨を待ち(12月11日現在)、指摘は別の発言の機会に譲ることとするが、国のガイドラインに従わず、当該被害児童がいじめを訴えた約7か月後に認定を行ったその経緯は？また、これまで議会に対し、当事者への配慮を理由にいじめ問題対策審議会の開催回数をはじめ一切の説明を行ってこなかった教育委員会の対応についてどのように考えているか？

(回答)

教育委員会の対応は、現在いじめ問題対策審議会へ諮問しており答申を待っている。内容については、教育委員会も調査対象になっていることから答申が出されてから報告する。

12月11日の一般質問の後に12月22日にいじめ問題対策審議会から議会へいじめ重大事態調査の報告がありました。

審議会からは「重大事態としての認定が遅きに失する」「学校と市教委は適切ないじめ対応に取り組んでいなかった」「連携不十分でいじめ対応に消極的」との指摘があり、私も報告の場で質疑をいたしました。

いじめは重大な人権侵害です。被害児童、保護者にお見舞い申し上げますとともに、学校と市教委においては全力で再発防止に取り組んでいただきたいと思います。